

神戸市外国語大学視聴覚施設利用規程

(1986年11月大学規程第6号制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、視聴覚ライブラリー及び視聴覚施設(以下「施設」という。)の管理運営について定める。

(施 設)

第2条 図書館に次の施設を置く。

1 視聴覚ライブラリー

2 視聴覚施設

(1) 教室(第1AV教室,第2AV教室,第3AV教室,第4AV教室,第5AV教室,応用視聴覚教室)

(2) 教材作成・研究施設(録音室,スタジオ,音声学実験室)

(3) その他(資料室,資料整理室等)

(施設の管理運営)

第3条 施設は図書館長が管理運営する。

(利用者の範囲)

第4条 施設を利用できる者は、本学教職員(非常勤講師,非常勤職員,旧教職員を含む。以下「教職員」という。),本学大学院学生(大学院聴講生,大学院研究生,及びこれに準ずる者を含む。以下「院生」という。),本学学生(科目等履修生,研究生及びこれに準ずる者を含む。以下「学生」という。)及び図書館長の許可を得た者とする。

2 教室は、原則として教職員の指導の下で使用するものとする。

3 教材作成・研究施設は本学の教職員が専ら使用するものとする。

但し、特に図書館長の承認を受けた者は、これに準ずるものとする。

(施設の利用目的)

第5条 施設の利用目的は次のとおりとする。

(1) 本学の正課授業

(2) 本学の主催又は主管する行事

(3) 本図書館の主催又は主管する行事

(4) 本学の教職員及び学生が行なう研究教育活動

但し、学生の場合は、教職員の指導の下に行なうことを原則とする。

(5) 本学の学生が行なう課外活動

(6) その他、図書館長が特に使用許可した行事

2 施設は営利を目的として利用することはできない。

(施設の利用時間)

第6条 視聴覚ライブラリーの利用時間は次のとおりとする。

但し、都合により変更することができる。

(1) 授業期間 午前9時30分から午後9時まで。

但し、土曜日・日曜日・祝祭日は休み。

(2) 休暇期間 午前9時30分から午前12時30分まで、午後1時30分から午後4時30分まで。

但し、土曜日・日曜日・祝祭日は休み。

2 視聴覚施設の利用時間は、別に定める。

(施設の利用手続き)

第7条 視聴覚施設を利用しようとする者は、利用する日の1週間前までに所定の施設利用許可願を図書館長に提出し、許可を受けなければならない。

但し、授業のために年間を通じて使用する場合は、年度始めに当該の授業を管轄する部課の長より図書館長に時間割の形式で連絡するものとする。

(施設内秩序維持)

第8条 利用者は施設を利用する場合には、次の各号に定めるところを守らなければならない。

(1) 利用の資料及び機器類は、丁寧に取扱い、無断で持ち出してはならない。

(2) 施設内では、静粛にしなければならない。

(3) 施設を汚損してはならない。

(4) 施設内における飲食・喫煙は禁止する。

(5) その他職員の指示に従わなければならない。

2 前項の各号に違反した者に対しては、利用を停止することがある。

(備品等の賠償)

第9条 利用者は故意又は過失により施設の設備・備品等を破損、汚損又は紛失した場合は、その損害につき賠償しなければならない。

2 図書館長が天災その他やむを得ない事由があると認めた時は、所定の手続きを経て前項の責任を減免することができる。

(その他)

第10条 この規程に定める以外に施設の利用に関して必要となる事項は、情報処理施設等運用委員会の審議に基づき図書館長が定める。

附 則（1986.11.9 大学規程6）

この規程は、1986年11月19日から施行する。

附 則（2000.12.14 大学規程4）

この規程は、2000年4月1日から施行する。